

亀山市告示第128号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により地縁による団体の告示事項変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年5月30日

亀山市長 櫻井 義之

1 変更があった地縁による団体の名称

上野垣戸自治会

2 変更があった事項及びその内容

区域

変更前 第3条 本会の区域は次の各号に掲げる区域とする。

- 1 亀山市阿野田町字上野垣戸、字西ケ谷、字西上野山、字上野山及び字東上野山の全域。ただし、亀山市阿野田町字西ケ谷2761番地2を除く。
- 2 亀山市阿野田町字中川原2071番地1
- 3 亀山市阿野田町字下野垣戸1678番地5
- 4 亀山市阿野田町字門垣戸1279番地2

変更後 第3条 本会の区域は、亀山市阿野田町字上野垣戸、字西ケ谷、字西上野山、字上野山及び字東上野山の全域とする。

3 変更の年月日

令和7年4月28日

4 変更の理由

自治会運営の実情に合わせるとともに、適正な運用を図るため。